**誓　　約　　書**

私は、このたびの事業を行うにあたり、次の事項について誓約します。

１　香美市鍛冶屋創業支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づく、香美市の決定に対し、異議は一切申し立てません。

２　本事業において、要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、返還に応じます。

３　本事業で使用した証票類は、実績報告時に提出の必要がないものについても、補助を受けた年度の翌年度から５年間必ず保管します。また、国、県及び市等に、本事業にかかる資料の提出を求められた際には、必ず提出します。

４　国、県及び市が鍛冶屋創業支援事業による支援を受けた事業所に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。

５　自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものではありません。

　　また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他

の団体又は個人ではありません。

　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６項に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。）

　ウ　暴力団でなくなった日から５年を経過しない者

　エ　自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又第三者に損害を与える目的を

もって暴力団、または暴力団を利用している者

　オ　暴力団又は暴力団員に対して、資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的、又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

６　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることと

なっても、異議は一切申し立てません。

令和　　年　　月　　日

所　　在　　地

　　　　　　　　　　　　　　　商号または名称（あれば）

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職 氏名　　　　　　　　　　　　　　印